

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画） の策定について

1 経緯

障害者総合支援法において、市町村は国の基本指針に則して障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとなっています。

このたび、同計画の第6期計画及び第2期計画が令和5年度末をもって終了となるため、次期計画として第7期計画及び第3期計画の策定に取り組んでいます。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年。

3 計画の主旨

本計画は、目標及びその目標達成のための方策を明らかにし、計画期間の各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が、計画的に図られるようにすることを目的としています。

国の基本指針においては、県や市町村が計画期間内に達成すべき目標（成果目標）と、それらの目標を達成するために必要なサービスの量等（活動指標）を示しており、本市の計画もそれらに則して策定します。

4 現在の進捗

計画の策定にあたっては、社会福祉審議会に諮り、内容について検討・審議いただいています。

また、本市の障害(がい)福祉に関する状況を把握するため、本年8月に宝塚市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

・対象：4,000人

（障害者手帳等所持者：3,000人、18歳以上の障害者手帳等非所持者：1,000人）

・実施期間：令和5年(2023年)8月2日～8月15日

5 今後の予定

11月8日開催の社会福祉審議会において、計画の素案及びパブリック・コメント資料について承認をいただき、令和5年12月15日から令和6年1月19日までの期間でパブリック・コメントの実施を予定しています。

また、11月から12月にかけて、自立支援協議会の各専門部会に順次出席し、素案の説明とパブリック・コメント実施の周知をしております。

令和6年3月頃の自立支援協議会全体会において、策定の報告を行います。